

【 総務委員会 】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出16件（うち本院先議4件）、本院総務委員会提出1件及び承認案件1件の合計18件であり、そのうち内閣提出13件（うち本院先議1件）及び承認案件1件が可決され、本院総務委員会提出1件を決定した。

また、本委員会付託の請願4種類52件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、最近の社会経済情勢等にかんがみ、平成14年4月分から、普通恩給等の最低保障額、公務関係扶助料に係る遺族加算、傷病者遺族特別年金の基本年額及び遺族加算についてそれぞれ増額を行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものである。

委員会においては、恩給制度の改善の在り方、恩給の基本的性格と国民への理解促進、今後における戦後処理の方向性等の質疑が行われた。質疑終局の後、本法律案は全会一致をもって可決された。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第6号）は、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充、住宅用地に係る不動産取得税の税額の減額措置の要件緩和等を図るほか、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設、固定資産税における縦覧制度の見直し等の措置を講ずるとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成14年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成16年度から平成30年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、地方税財源の拡充と税源移譲、外形標準課税の導入と課税方法、自主財源充実と法定外税の活用、地方交付税制度見直しの地方団体に与える影響、交付税特別会計における借入れとその償還方法、地方団体等における資金の管理及び運用の在り方等の質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、両法案は賛成多数をもって可決された。なお、地方税法の一部を改正する法律案に対して5項目の附帯決議が付されている。

電波法の一部を改正する法律案は、深刻化した周波数の逼迫状況において、電波に対する国民の需要に的確に対応できるよう、無線局に関する情報の提供制度を拡充するほか、周波数割当計画の変更等に資するため、電波の利用状況を調査し評価しようとするものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、周波数逼迫の現状、電波利用状況調査・公表制度の導入と周波数再

配分との関係、中長期展望に立った電波政策の必要性等の質疑が行われた。質疑終局の後、本法律案は全会一致をもって可決された。

消防法の一部を改正する法律案は、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災等を踏まえ、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、消防機関による立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図るとともに、防火管理の徹底を図るため、防火対象物の定期点検報告制度を設けるほか、避難上必要な施設等の管理の義務付け、罰則の引上げ等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、消防法令違反に対する、消防機関における迅速かつ効果的な是正の推進、予防事務を担当する職員等の体制の強化、立入検査等における他の行政機関との協力の重要性等の質疑が行われた。質疑終局の後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して6項目の附帯決議が付されている。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案は、地方公共団体の行政の高度化及び専門化の進展に伴い、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、地方公共団体の一般職の職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、任期付職員の採用が想定される具体的業務、特定任期付職員業績手当の在り方、人事委員会・公平委員会の機能の充実等の質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、本法律案は賛成多数をもって可決された。なお、本法律案に対して2項目の附帯決議が付されている。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案は、地方議会議員共済会の年金財政の状況にかんがみ、同年金制度の長期的安定を図るため、共済給付金の給付水準の適正化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本制度の改革の必要性、市町村合併が当該年金財政に及ぼす影響、既に裁定が行われた者に対する給付の在り方等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第97号）は、法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人住民税及び法人事業税について、単体法人を納税単位とするための規定の整備等を行うものである。

委員会においては、地方税に連結納税制度を導入しない理由、地方税財源の拡充と税源移譲、事業税の外形標準課税導入問題、地方の課税自主権と法定外税の基準の明確化等の質疑が行われた。質疑終局の後、本法律案は賛成多数をもって可決された。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案は、受信者の求めや同意がないのに広告又は宣伝を目的とした電子メールが一時に多数の携帯電話利用者等に対して一方的・無差別に送りつけられる、いわゆる迷惑メールが社会問題として取り上げられていることにかんがみ、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図るため、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めるものであり、総務委員会において全会一致をもって起草、提出されたものである。

地方自治法等の一部を改正する法律案は、第151回国会に提出され、同国会及び第152回国会では衆議院において、また、第153回国会では本院において継続審査となっていたものである。その内容は、住民自治の更なる充実及び自主的な市町村の合併の推進を図り、

もって地方分権を推進するため、地方制度調査会の答申及び地方分権推進委員会の意見の通り、直接請求に必要な署名数の要件の緩和、議会制度の充実、住民監査請求制度及び住民訴訟制度の見直し、中核市の指定要件の緩和等の措置を講ずるとともに、合併協議会の設置に係る直接請求制度の拡充及び住民投票制度の創設を行い、あわせて法律において地方公共団体の規則等に委任している事項について条例で定めることとするものである。

委員会においては、4号訴訟の訴訟類型を再構成することの是非、住民訴訟における弁護士費用の公費負担の在り方、合併協議会の設置について住民投票制度を導入することとした趣旨等の質疑が行われた。また参考人より意見聴取を行った。質疑終局の後、本法律案に対し、民主党・新緑風会から、代位訴訟の廃止に関する改正規定を削除するとともに、代位訴訟の対象となる行為等を明確化すること等を内容とする修正案が、また、日本共産党から、代位訴訟の廃止に関する改正規定を削除するほか、市町村の合併そのものに係る住民投票制度を導入すること等を内容とする修正案がそれぞれ提出された。討論の後、順次採決の結果、両修正案はいずれも賛成少数により否決され、本法律案は賛成多数をもって可決された。

日本郵政公社法案は、中央省庁等改革基本法第33条第1項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、日本郵政公社を設立しようとするものである。なお、衆議院では、郵便局のあまねく全国における設置の明記、出資に関する規定の追加、国庫納付金について修正が行われている。

日本郵政公社法施行法案は、日本郵政公社法を施行するため、同公社の設立の準備に関する事項その他の同法の施行のための措置を定めるとともに、同法の施行に伴い、簡易生命保険特別会計法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。なお、衆議院では、日本郵政公社法案を修正することに伴い、所要の規定の整備について修正が行われている。

民間事業者による信書の送達に関する法律案は、中央省庁等改革基本法第33条第3項の規定による検討の結果に基づき、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を設ける等を行おうとするものである。

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴い、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、4法律案を一括して議題とし、公社化の意義、地域社会における郵便局の役割、郵便局を全国あまねく配置することについての考え方、公社の出資条項を追加した理由、国庫納付金の根拠と算定方法、公社の人事給与制度の在り方、公社化後の経営形態に関する検討状況、民間事業者に信書の取扱いを認めることのメリット、郵便のユニバーサルサービスの維持、信書の解釈、盲人用郵便物料金の無料継続等の質疑を行った。また、参考人からの意見聴取、新潟県への委員派遣を行った。質疑を終局し、討論の後、4法律案はいずれも賛成多数をもって可決された。なお、日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案に対して9項目の附帯決議が、民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対して5項目の附帯決議がそれぞれ付されている。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成14年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、放送番組の充実・強化、アナログ周波数変換対策等地上放送デジタル化への取組、協会のインターネット利用の在り方、協会及び子会社等の経営の適正性、透明性の確保等の質疑が行われた。質疑終局の後、本件は全会一致をもって承認された。なお、本件に対して9項目の附帯決議が付されている。

〔国政調査等〕

3月12日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について片山総務大臣から所信を聴取し、平成14年度総務省関係予算について佐田総務副大臣から、並びに平成14年度人事院業務概況及び関係予算について人事院総裁から、それぞれ説明を聴取し、同日及び14日に片山総務大臣の所信及び平成14年度人事院業務概況について質疑を行った。

3月19日、平成14年度の地方財政計画について片山総務大臣から概要説明及び若松総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度内閣所管（人事院）、総務省所管（日本学術会議、公正取引委員会及び公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、公務員制度改革大綱における再就職規制の妥当性、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種の採用試験区分の見直し、国と地方の人事交流の在り方、官民交流の促進方策、自治体におけるペイオフ解禁対策、自治体に郵便貯金・郵便振替限度額を設けることの是非、平成14年度予算概算要求における事業評価の有無、公務員制度調査会の活動状況と設置期限後の取扱い、選挙権年齢の引下げ問題、個人住宅に対する自治体による耐震対策、住民基本台帳の非開示等DV被害者の保護対策、合併における市町村の最適規模、合併による当該市町村公務員数の増減の有無、地方の情報通信基盤整備に対する交付税措置の必要性、普通交付税と特別交付税の算定根拠の違い、特別交付税の算定基準の在り方、地方の長期債務のうち国の責任に係る分についての明確化等の質疑を行った。

3月26日、「地方財政の拡充強化に関する決議」を行った。

4月4日、「特定電子メールの送信の適正化に関する件」及び「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案に関する件」等の質疑を行い、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案」を本委員会として提出することに決定した。

(2) 委員会経過

○平成14年3月12日（火）（第1回）

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について片山総務大臣から所信を聴いた。
- 平成14年度総務省関係予算に関する件について佐田総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成14年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成14年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、佐田総務副大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月14日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成14年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、佐田総務副大臣、山内総務大臣政務官、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第64号）について片山総務大臣、若松総務副大臣、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月15日（金）（第3回）

- 地方自治法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第64号）について参考人松江市長・島根県市長会会長松浦正敬君、弁護士・行政監視のあり方に関する研究会委員石津廣司君、日本弁護士連合会副会長高橋勲君及び日本自治体労働組合総連合中央執行委員・政策運動局長田中章史君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月19日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第64号）について片山総務大臣、若松総務副大臣、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（第151回国会閣法第64号）賛成会派 自保、公明、国連
反対会派 民主、共産、社民
- 平成14年度の地方財政計画に関する件について片山総務大臣から概要説明を聴いた後、若松総務副大臣から補足説明を聴いた。

- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年3月20日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣所管（人事院）、総務省所管（日本学術会議、公正取引委員会及び公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫）について片山総務大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年3月26日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
以上両案について片山総務大臣、上野内閣官房副長官、若松総務副大臣、山内総務大臣政務官、吉田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
（閣法第6号）賛成会派 自保、公明、国連の一部
反対会派 民主、共産、国連の一部、社民
（閣法第7号）賛成会派 自保、公明、国連の一部
反対会派 民主、共産、国連の一部、社民
なお、地方税法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。
- 地方財政の拡充強化に関する決議を行った。
- 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年3月28日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
について片山総務大臣、河野総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第3号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）
について片山総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、佐田総務副大臣、山内総務大臣政務官、政府参考人、参考人

日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事板谷駿一君、同協会理事山田勝美君、同協会理事安岡裕幸君、同協会理事笠井鉄夫君、同協会専務理事・技師長中村宏君及び同協会理事山村裕義君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第1号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年4月4日(木)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定電子メールの送信の適正化に関する件について片山総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成14年4月9日(火)(第9回)

- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第33号)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月11日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第33号)について片山総務大臣、佐田総務副大臣、山内総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第33号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○平成14年4月16日(火)(第11回)

- 消防法の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月18日(木)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消防法の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について片山総務大臣、若松総務副大臣、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第49号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年4月23日(火)(第13回)

- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月25日(木)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第51号)(衆議院送付)について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第51号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

- 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月21日(火)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案(閣法第50号)(衆議院送付)について片山総務大臣、若松総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第50号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成14年6月6日(木)(第16回)

- 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第97号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年6月11日(火)(第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第97号)(衆議院送付)について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成14年6月25日(火)(第18回)

- 地方税法の一部を改正する法律案(閣法第97号)(衆議院送付)を可決した。
- (閣法第97号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連の一部、社民
反対会派 国連の一部

○平成14年7月11日(木)(第19回)

- 日本郵政公社法案(閣法第92号)(衆議院送付)
- 日本郵政公社法施行法案(閣法第95号)(衆議院送付)
- 民間事業者による信書の送達に関する法律案(閣法第93号)(衆議院送付)
- 民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)

以上4案について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、

日本郵政公社法案(閣法第92号)(衆議院送付)

日本郵政公社法施行法案(閣法第95号)(衆議院送付)

以上両案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員八代英太君から説明を聴いた。

○平成14年7月16日(火)(第20回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本郵政公社法案(閣法第92号)(衆議院送付)

日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）

民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

以上4案について修正案提出者衆議院議員八代英太君、同柵屋敬悟君、片山総務大臣、上野内閣官房副長官、佐田総務副大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、山内総務大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月17日（水）（第21回）

○日本郵政公社法案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）

民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

以上4案について参考人宮城県白石市長川井貞一君、福井県名田庄村長下中昭治君及び鳥取県智頭町長寺谷誠一郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月18日（木）（第22回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本郵政公社法案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）

民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

以上4案について修正案提出者衆議院議員八代英太君、片山総務大臣、佐田総務副大臣、熊代内閣府副大臣、尾辻財務副大臣、山内総務大臣政務官、中島人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行った。

○平成14年7月23日（火）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○日本郵政公社法案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）

民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）

以上4案について片山総務大臣、佐田総務副大臣、山内総務大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- (閣法第92号) 賛成会派 自保、民主の一部、公明、国連の一部、社民
反対会派 民主の一部、共産、国連の一部
- (閣法第95号) 賛成会派 自保、民主の一部、公明、国連の一部、社民
反対会派 民主の一部、共産、国連の一部
- (閣法第93号) 賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、社民
- (閣法第96号) 賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、社民

なお、日本郵政公社法案（閣法第92号）（衆議院送付）及び日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）（衆議院送付）について、

民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）（衆議院送付）及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成14年7月31日（水）（第24回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第923号外51件を審査した。
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案（閣法第102号）
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第103号）
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案（閣法第104号）
以上3案の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢等にかんがみ、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引上げ等を行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 普通恩給等の最低保障額の増額

実在職年6年未満の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成14年4月分以降、それぞれ56万8,400円（現行56万7,400円）、40万円（現行39万9,000円）に引き上げる。

2 公務関係扶助料に係る遺族加算の増額

公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成14年4月分以降、14万8,500円（現行14万5,200円）に引き上げる。

3 傷病者遺族特別年金の基本年額等の増額

(1) 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成14年4月分以降、傷病年金又は第1款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族については、40万4,800円（現行40万2,000円）に、第2款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族については、30万3,600円（現行30万1,500円）に、それぞれ引き上げる。

(2) 傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成14年4月分以降、9万8,950円（現行9万6,310円）に引き上げる。

4 施行期日

本法律は、平成14年4月1日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

(1) 所得割について、所得の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に36万円（現行32万円）を加算した金額）以下である者を非課税とする。

(2) 平成16年度分までその適用が停止されている土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する税率について、課税長期譲渡所得金額8,000万円超の部分の9%（道府県民税3%、市町村民税6%）の税率を廃止するとともに、当該部分の税率を7.5%（道府県民税2%、市町村民税5.5%）とする。

(3) 株式等譲渡益課税の申告分離課税の一本化に当たり、申告事務の負担軽減に資するため、一定の場合に申告を不要とする等の措置を講ずる。

2 不動産取得税

住宅用地に係る税額の減額措置について、適用対象となる要件の緩和等を行う。

3 固定資産税

- (1) 固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、納税者が自己の固定資産と他の固定資産の評価額を比較できるようにするため、新たに縦覧帳簿を整備する等の措置を講ずる。
- (2) 固定資産課税台帳の閲覧制度及び固定資産の評価額の証明制度を創設するとともに、借地人・借家人等が借地・借家対象資産の固定資産税額及び都市計画税額を閲覧できる措置を講ずる。

4 特別土地保有税

徴収猶予を受けている者が、当初の事業計画を変更した場合や土地を譲渡した場合に、徴収猶予が継続する等の特例措置の適用要件を緩和する等の措置を講ずる。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。
- 2 法人事業税への外形標準課税の導入については、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化及び地方分権を支える安定的な地方税源の確保等の観点から、中小法人の取扱い、景気の動向や急激な税負担の変動等にも配慮しつつ、早期の実現に努めること。
- 3 固定資産税は、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保を図るとともに、納税者の理解を深めるため負担の公平に努めること。また、平成15年度の土地の評価替えに当たっては、負担水準の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をよりの確に評価額に反映させること。
- 4 法定外税については、地方団体の課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化及び課税の選択肢の拡大等にかんがみ、事前協議に当たっては、協議の事例を踏まえつつ、不同意要件等その基準の一層の明確化を図ること。
- 5 税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成14年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、平成16年度から平成30年度の間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）への繰入れに関する特例等

を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費及び地方団体の行政水準の向上のため必要となる経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

- (1) 平成14年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額（法定5税に係る地方交付税額等）に、平成14年度における法定加算額3,306億円、臨時財政対策のための特例加算額3兆1,326億円、交付税特別会計借入金3兆5,649億円及び同特別会計における剰余金4,800億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額5,689億円及び同特別会計借入金償還額391億円を控除した額とする。
- (2) 平成14年度の交付税特別会計借入金のうち、1兆442億5,000万円（通常収支不足分に係る国負担分）について、その償還金に相当する額を、平成20年度から平成29年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。
- (3) 平成14年度の交付税特別会計借入金のうち、7,214億8,800万円（恒久的減税による影響分に係る国負担分）について、その償還金に相当する額を、平成20年度から平成29年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。
- (4) 平成15年度から平成29年度までの地方交付税の総額について、4,578億円を加算する。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

平成14年度分の地方交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、臨時財政対策のための平成13年度において特別に起こすことができることとされた地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、「臨時財政対策債償還費」を設ける。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（先議）

【要旨】

本法律案は、深刻化した周波数の逼迫状況において、電波に対する国民の需要に的確に対応できるよう、無線局に関する情報の提供制度を拡充するほか、周波数割当計画の変更等に資するため、電波の利用状況を調査し評価しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 無線局に関する情報の公表等

- (1) 総務大臣は、無線局の免許状に記載された事項のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。
- (2) 総務大臣は、自己の無線局の開設等をする場合に必要とされる混信調査を行おうとする者の求めに応じ、無線局に関する事項に係る必要な情報を提供できるとし、その提供を受けた者は、当該情報を混信調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととする。

2 電波の利用状況の調査等

- (1) 総務大臣は、電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、お

おむね3年ごとに、電波の利用状況を把握するために必要な事項の調査（以下、「利用状況調査」という。）を行うとともに、必要があると認めるときは、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができることとする。

- (2) 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。
- (3) 総務大臣は、利用状況調査及び評価の結果の概要を公表するものとする。
- (4) 総務大臣は、評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができることとする。
- (5) 総務大臣は、利用状況調査等を行うため必要な限度において、免許人に対し、必要な事項について報告を求めることができることとする。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

消防法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案は、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災等を踏まえ、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、消防機関による立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図るとともに、防火対象物における防火管理の徹底を図るため、防火対象物の定期点検報告制度を設けるほか、避難上必要な施設等の管理の義務付け、罰則の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 立入検査に係る規定の整備

立入検査の時間制限を廃止するとともに、立入検査を行う際の消防職員の証票提示は関係のある者の請求があるときに行うものとする。

2 措置命令に係る規定の整備

- (1) 防火対象物に係る措置命令を行うことができる場合として、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合等を例示し、規定の明確化を図る。
- (2) 防火対象物に係る使用禁止命令等を行うことができる場合を、(1)の措置命令等の不履行のため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合等とし、規定の明確化を図る。
- (3) 消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の権原者等に対し、その整理又は除去を命ずる等一定の措置命令を行うことができるものとする。
- (4) (3)の措置命令を受けるべき者を確知することができないときは、消防長等が当該消防職員に一定の措置をとらせることができるものとする。
- (5) 措置命令等を履行しない場合等一定の場合に行政代執行を行うことができるものとする。

する。

(6) 措置命令等を行った場合にはその旨を公示しなければならないものとする。

3 防火対象物の定期点検報告制度の導入

(1) 火災の予防上必要があるものとして政令で定める防火対象物の管理権原者は、定期に、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者に防火管理上必要な業務等について点検基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長等に報告しなければならないものとする。

(2) 消防長等は、過去3年以内において点検基準に適合していないと認められたことがなく、消防法令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められる等の要件を満たす防火対象物を、(1)の点検及び報告に係る規定を適用しない防火対象物として認定することができるものとする。この認定は3年が経過したとき又は管理権原者に変更があったときは効力を失うものとする。

(3) (2)の認定の申請者は、一定の書類を添えて、消防長等に申請し、検査を受けなければならないものとする。

(4) (1)の点検の結果、点検基準に適合していると認められた防火対象物又は(2)の認定を受けた防火対象物には、一定の表示を付することができるものとする。

4 避難上必要な施設等の管理の義務付け

飲食店その他の防火対象物で政令で定めるものの管理権原者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設等について避難の支障になる物件等が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならないものとする。

5 罰則の引上げ

防火対象物に係る措置命令等違反について、行為者に対する罰則を引き上げるほか、その法人に対して1億円以下の罰金刑を科することとする等、罰則の引上げ及び両罰規定の整備を行う。

6 その他

(1) 消防用機械器具等の検定を行う指定検定機関の指定に関し、公益法人要件を撤廃する。

(2) 総務大臣、都道府県知事、市町村長又は消防長等は、消防法の規定に基づく事務に関し、関係のある官公署に照会し、又は協力を求めることができるものとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、防火対象物の定期点検報告制度の導入に係る規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法を施行するに当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 1 防火対象物の避難経路における避難に支障となる物件の存置、消防用設備等の設置維持に関する重大な違反等があり、消防法第5条等の要件を満たす場合において、警告を発した後、履行期限内に違反是正がなされないときは、速やかに措置命令を発動すべき

旨を地方公共団体に対し、マニュアル、通知等で周知すること。

- 2 消防法令違反の是正等の予防事務を担当する職員の対応能力の強化を図るため、研修制度の充実等により、職員の資質向上に努めるとともに、専門的職員の育成及び研修要員を確保するため、十分な財政措置を講ずること。
- 3 防火対象物の定期点検報告制度の導入に当たっては、管理権原者による確実かつ円滑な点検の実施に向け、消防機関が、その周知徹底に努めることができるよう、必要な措置を講ずること。
- 4 雑居ビル等管理権原が分かれている防火対象物の増加にかんがみ、管理権原者により共同して防火管理を行うなど、防火対象物全体の自主的な防火管理の充実のため、消防機関において十分な指導を行うことができるよう、組織や体制の整備を推進すること。
- 5 多数の死者が発生するなど悲惨な事態を招いた火災、燃焼の性状が特殊な火災であり、通常の火災原因調査ではその原因究明が困難と考えられるものが発生した場合等には、消防法第35条の3の2による消防庁長官の火災原因調査を速やかに求めるべきことについて地方公共団体に対し周知すること。
- 6 今後、地方公共団体から求めがない場合においても、消防庁長官が大規模火災等の原因調査を実施できるよう、制度や体制の整備に努めること。また、これらの火災を含め大規模な災害等に対し、より迅速・有効に対応できるよう、消防防災体制の充実強化策について速やかに具体的な検討を進めること。

右決議する。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の行政の高度化及び専門化の進展に伴い、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、地方公共団体の一般職の職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 趣旨

本法律は、地方公共団体の一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用に関する事項について定めるものとする。

2 定義

本法律において「職員」とは、地方公務員法第4条第1項に規定する職員（一般職に属するすべての地方公務員）とする等、所要の定義規定を設ける。

3 任期を定めた採用

(1) 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(2) 任命権者は、(1)によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当

するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

イ 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

ロ 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

ハ イ及びロに掲げる場合に準ずる場合として条例で定める場合

(3) 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(1)又は(2)により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

4 任期

(1) 3(1)又は3(2)により採用される職員の任期は、5年を超えない範囲内で任命権者が定める。

(2) 任命権者は、任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

(3) 任命権者は、条例で定めるところにより、3(1)により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)又は3(2)により任期を定めて採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(4) 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(3)により任期を更新する場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

5 任用の制限

(1) 任命権者は、特定任期付職員を当該特定任期付職員が採用時に占めていた職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の職に任用する場合その他特定任期付職員又は一般任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、特定任期付職員又は一般任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

(2) 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(1)により特定任期付職員又は一般任期付職員を他の職に任用する場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

6 特定任期付職員業績手当

地方公共団体は、条例で、特定任期付職員業績手当を支給することができるものとする。

7 施行期日

本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法を施行するに当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 1 地方公共団体が、任期を定めて職員を採用する場合において、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、また、情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることのないよう留意し、真に専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を採用するよう、必要な助言を行うこと。
- 2 任期付職員制度の運用に当たっては、地方公共団体の人事行政における政治的影響力の行使、公民癒着等の疑惑や批判を受けることなく、適正な運用がなされるよう、制度導入の趣旨の周知徹底を図るとともに、人事委員会・公平委員会の機能の充実に努めること。
右決議する。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、最近の地方議会議員共済会の年金財政の状況にかんがみ、地方議会議員の年金制度の長期的安定を図るため、共済給付金の給付の水準の適正化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方議会議員の退職年金の年額等の見直し
 - (1) 退職年金の年額の算定基礎となるべき標準報酬年額を算出するに当たり、対象となる期間を退職前の1年から12年に延長する。
 - (2) 退職年金の年金算定基礎率をこれまでの8割に引き下げ、150分の50から150分の40にするとともに、加算率についても、150分の1から150分の0.8とする。
 - (3) 他の公的年金制度の適用を受ける期間を有する者に係る退職年金の年額の控除率を100分の25から100分の40に引き上げる。
 - (4) 退職一時金の給付率をこれまでの8割に引き下げ、在職年数に応じて掛金総額の100分の56から100分の72の範囲で定める。
 - (5) 高額所得者に係る退職年金の一部支給停止に関する規定を整備する。
- 2 施行期日等
 - (1) この法律は、平成15年4月1日から施行する。
 - (2) この法律による改正後の地方公務員等共済組合法等の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた退職年金及び退職一時金等について適用し、施行日前に給付事由が生じたもの等については、なお従前の例による。
 - (3) 施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に対する退職年金（既裁定年金を除く。）の年額の算定等に関する経過措置を定める。

日本郵政公社法案（閣法第92号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法第33条第1項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、日本郵政公社を設立するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

日本郵政公社（以下「公社」という。）は、独立採算制の下、信書及び小包の送達の役務、簡易で確実な貯蓄、送金及び債権債務の決済の手段並びに簡易に利用できる生命保険を提供する業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的とする。

2 役員及び理事会

公社に、役員として、総裁1人、副総裁2人、理事16人以内及び監事3人以内を置くとともに、総裁、副総裁及び理事で組織される理事会を置き、経営に関する重要事項について審議、決定する。

3 業務運営

(1) 公社は、郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、簡易生命保険の業務及び印紙の売りさばき、恩給その他の国庫金の支払の業務を行うほか、国債等の募集の取扱い、外貨両替及び旅行小切手の売買の業務等を行うことができる。

(2) 公社は、郵便等の業務を行うため郵便局を設置しなければならない。

(3) 公社は、中期経営目標及び中期経営計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

(4) 総務大臣は、各事業年度及び中期経営目標に係る公社の業績の評価を行う。

4 財務及び会計

公社の会計は、企業会計原則によるものとするほか、財務諸表、国庫納付金、郵便貯金資金等の運用方法等について、所要の規定を設ける。

5 人事管理

公社の役員及び職員は、国家公務員とするほか、役員及び職員の報酬・給与、服務等について、所要の規定を設ける。

6 監督等

公社に対する総務大臣の経営改善命令、法令違反等の是正命令等の監督規定を設けるとともに、国会への報告、財務、業務及び組織の状況その他経営内容に関する情報の公表について規定を設ける。

7 施行期日

この法律は、平成15年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、郵便局のあまねく全国における設置の明記、公社の出資に関する規定の追加、国庫納付金について修正が行われた。

【日本郵政公社法案及び日本郵政公社法施行法案に対する附帯決議】

政府は、次の事項についてその実現に努めるべきである。

1 公社は、郵政事業が、郵便、郵便貯金、簡易生命保険などの国民生活に不可欠な生活基礎サービスを全国あまねく提供するという使命を持ち、健全な経営環境の下、国民利

用者のニーズに合ったサービスを提供し続けることができるよう万全を期すこと。

- 2 公社が、国民共有の生活インフラである郵便局を最大限活用し、ワンストップサービスやひまわりサービスなどの地域貢献施策を推進するとともに、各郵便局が地域社会と共同で創意工夫し、地域の実情にあった施策や協力体制を推進することができるよう努めること。
- 3 郵便貯金、簡易生命保険が、国民一人一人の貴重な生活資金を預託されているものであることにかんがみ、公社は、その健全な運用に万全を期すよう努めるとともに、公社の資金運用が真に国民利用者の便益のためとなるよう最大限の配慮を行うこと。
- 4 郵便局・郵便局ネットワークは、国民共有の生活インフラ・セーフティネットであることにかんがみ、公社が郵便局ネットワークを現在と同水準に維持するよう努めること。
- 5 公社が、経営の健全性を確保するとともに、より一層国民・利用者の利便の向上を図るため、経営の効率化とサービスの改善に努めるよう配慮すること。
- 6 公社が、出資を行う際には、真に必要なものと認められるものに限定するとともに、出資先の財務内容等の情報公開の徹底が図られるよう配慮すること。
- 7 国庫納付の政令を定めるに当たっては、公社が、郵政事業の公共的使命を十分果たすことができるよう配慮すること。特に、公社法第37条の積立金の「基準額」の計算方法については、公社と類似の業務を営む民間事業者の負債に対する自己資本の比率を踏まえ、公社の経営の健全性を確保できるよう定めること。
- 8 総務省及び公社は、第三種及び第四種郵便物の料金減免制度の維持に努めることとし、特に、盲人用郵便物については、無料の取扱いを継続するよう、格段に配慮すること。
- 9 公社においては、健全な経営の維持・発展のため、良好な労使関係を構築し、国民の支持・信頼に応える郵政事業を行うとともに、充実した労使間の協議等を行うよう努めること。

右決議する。

民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法第33条第3項の規定による検討の結果に基づき、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を設けること等により、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において、「信書便」とは、郵便に該当するものを除き他人の信書を送達することをいうこととした上で、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業として、「一般信書便事業」及び「特定信書便事業」の2つの事業類型を設けることとし、それぞれの事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならないことを定める。

2 郵便法の適用除外

一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合等郵便法第5条第2項の規定（他人の

信書送達の禁止)を適用しない場合を定める。

3 一般信書便事業

一般信書便事業とは、その提供する信書便の役務のうち、長さ、幅及び厚さがそれぞれ一定以下であり、かつ、重量が250グラム以下の信書便物を国内において差し出された日から原則3日以内に送達する「一般信書便役務」を含むものをいうこととし、この一般信書便事業の許可に際しては、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること、その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであること等を審査することとするほか、その業務の運営に当たっては、一般信書便役務に係る料金を事前届出制とし、約款及び信書便管理規程を認可制とすること等を定める。

4 特定信書便事業

特定信書便事業とは、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいい、「特定信書便役務」とは、信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する信書便の役務等をいうものとし、この特定信書便事業の許可に際しては、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること等を審査することとするほか、その業務の運営に当たっては、約款及び信書便管理規程を認可制とすること等を定める。

5 雑則

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、この法律に基づく総務省令の制定及び許認可等の処分を行うに当たって、審議会に諮問することとするほか、必要な規定を整備する。

6 施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。

7 検討

この法律の施行後5年を経過した場合において、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【民間事業者による信書の送達に関する法律案及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

本法の施行により、民間参入制度が創設されることとなるが、国民生活に不可欠な信書送達のユニバーサルサービスは引き続き堅持する必要がある。政府は、この点を銘記するとともに、この法律の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 1 信書の範囲に関するガイドラインは、あくまで法律に規定された定義規定に基づき、これに忠実に作成すること。なお、ダイレクトメールについては、基本的に信書に当たるものとする。
- 2 信書の範囲については、信書の送達が憲法で保障された国民の思想及び表現の自由に密接な係わりを有するものであることにかんがみ、本委員会での審査を踏まえ、ガイドラインの作成に当たって民間事業者の利益を優先する形の意図的な解釈を行うことは、厳に避けること。
- 3 民間事業者によるクリームスキミングを防止するため、信書の範囲に関するガイドラ

インが有効に機能するよう、国民・利用者への周知を十分図るなど所要の措置を講ずること。

- 4 信書便差出箱の設置基準については、利用者の利便を最大限考慮し、日本郵政公社の郵便差出箱の設置状況を基礎として定めることとし、市町村ごとに最低設置数を設けるとともに、信書便差出箱が市町村内に満遍なく設置されるものとする。また、地方自治体や地域住民の要望を十分に尊重すること。
- 5 信書便差出箱の設置以外の引受方法に関する省令については、利用者の意見を十分に聴取した上で、信書便差出箱の設置と同様、全国すべての地域において利用者の随時かつ簡易な差出しが可能であり、かつ、信書の秘密の保護が確実に確保されるような基準に限るよう定めること。

右決議する。

日本郵政公社法施行法案（閣法第95号）

【要旨】

本法律案は、日本郵政公社法を施行するため、日本郵政公社の設立の準備に関する事項その他の同法の施行のための措置を定めるとともに、同法の施行に伴い、簡易生命保険特別会計法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 日本郵政公社法の施行のための措置

(1) 総裁等となるべき者の指名等

総務大臣は、日本郵政公社法（以下「公社法」という。）の施行日前に、日本郵政公社（以下「公社」という。）の総裁又は監事となるべき者を指名し、及び設立委員を命ずる。

(2) 設立委員

総務大臣に命じられた設立委員は、公社法の施行日前に、公社の設立準備を完了し、その旨を総務大臣に届け出るとともに、その事務を指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

(3) 職員の身分引継ぎ

公社法の施行の際現に郵政事業庁等の職員である者は、同法の施行日に公社の職員となる。

(4) 権利義務の承継

イ 公社法の施行の際現に改正前の総務省設置法に掲げる郵政事業に係る事務に関し国が有する権利及び義務は、政令で定めるもの等を除き、その時において公社が承継する。

ロ 公社法の施行の時において解散する簡易保険福祉事業団の資産及び債務は、その時において公社が承継する。

2 日本郵政公社法の施行に伴う関係法律の整備等

簡易生命保険特別会計法等を廃止するとともに、郵便貯金法、郵便法、簡易生命保険法等について、業務の実施主体を総務大臣から公社に改める等所要の規定の整備を行う

ほか、関係法律の整備を行う。

3 施行期日

この法律は、公社の設立準備に関する規定等一部の規定を除き、公社法の施行の日（平成15年4月1日）から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、日本郵政公社法案を修正することに伴う所要の規定の整備を行う修正が行われた。

【附帯決議】

日本郵政公社法案（閣法第92号）と同一内容の附帯決議が行われている。

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第96号）

【要旨】

本法律案は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴い、関係する諸法律について所要の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 郵便法の一部改正

信書について、次のように定義を行う。

「信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）」

2 郵便の利用を前提としている関係法律の規定の整備

郵便の利用を前提とする規定が置かれている諸法律について、民間事業者の提供する信書便の役務の利用に関し、次の分類により所要の規定の整備を行う。

(1) 郵便による受取等の規定

郵便による公的証明書の請求又は受取を認めている規定等の整備

(2) 期間計算の特例を定める規定

郵便により公的申請等を行った場合の郵送日数については、申請等の期間に算入しないこととする規定等の整備

(3) その他

その他郵便の利用を前提としている規定の整備

3 その他

その他の関係法律について所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行日（平成15年4月1日）から施行する。

【附帯決議】

民間事業者による信書の送達に関する法律案（閣法第93号）と同一内容の附帯決議が行われている。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第97号）

【要旨】

本法律案は、法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人住民税及び法人事業税について、従前どおり単体法人を納税単位とするための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人住民税（道府県民税及び市町村民税）

連結納税の承認を受けた法人に課する道府県民税及び市町村民税については、法人税の連結税額計算の過程において連結グループ内の各法人に配分される税額を基に課税標準を算定する。

2 法人事業税

連結納税の承認を受けた法人に課する事業税については、法人税の連結所得計算の過程において連結グループ内の各法人に配分される所得金額を基に課税標準を算定する。

3 施行期日等

この法律は、平成14年8月1日から施行し、平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用する。

地方自治法等の一部を改正する法律案（第151回国会閣法第64号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 地方自治法の一部改正に関する事項

(1) 直接請求に関する事項

- イ 議会は、条例の制定又は改廃の直接請求に基づく議案の審議を行うに当たっては、当該請求を行った代表者に意見を述べる機会を与えなければならないものとする。
- ロ 有権者数が40万を超える普通地方公共団体につき、議会の解散請求及び長等の解職請求に必要な署名数要件（現行 有権者数の3分の1）を緩和し、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数とするものとする。

(2) 議会に関する事項

議員派遣の根拠及び手続を明確化するほか、議会における選挙に点字投票を導入するものとする。

(3) 住民監査請求に関する事項

- イ 住民監査請求があった場合において、一定の要件を満たすときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の執行機関等に対し、勧告等の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができるものとする。
- ロ 監査委員は、関係のある当該普通地方公共団体の執行機関等の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、請求人を立ち合わせることができるものとする。

(4) 住民訴訟に関する事項

- イ 当該執行機関等に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求について、当該行為により普通地方公共団体に回復の困難な損害を生ずるおそれがある場合に限るものとする規定を削除する。
- ロ 普通地方公共団体に代位して行う当該職員個人又は相手方に対する損害賠償等の請求（いわゆる4号訴訟）について、当該職員個人又は相手方に損害賠償等の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関等に対して求める請求とする等、4号訴訟の訴訟類型の再構成を行うものとする。
- ハ 原告が勝訴した場合の弁護士費用について、公費負担の対象（現行4号訴訟のみ）を住民訴訟全体に拡充するものとする。

(5) 中核市に関する事項

中核市の指定要件のうち、人口50万以上を有する市に関しては、面積要件を廃止するものとする。

2 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に関する事項

(1) 合併協議会設置の請求に関する事項

- イ 合併協議会設置の請求により置かれる合併協議会には、当該請求を行った代表者を委員として加えることができるものとする。
- ロ 合併請求市町村の議会は、合併協議会設置の請求に基づく議案の審議を行うに当たっては、当該請求を行った代表者に意見を述べる機会を与えなければならないものとする。
- ハ 合併協議会設置の請求に基づく議案について、合併請求市町村の議会が否決した場合には、合併請求市町村の長からの請求又は合併請求市町村の有権者数の6分の1以上の者の署名によって行われる請求を要件として住民投票を実施し、有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併請求市町村の議会が可決したものとみなすものとする等、住民投票制度の創設を行うものとする。

(2) 地方税、流域下水道及び一部事務組合等の特例に関する事項

市町村の合併後に地方税の不均一課税をすることができる期間を市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に延長するとともに、同期間内において課税免除ができるものとする等、地方税に関する特例の拡充並びに流域下水道及び一部事務組合等に関する特例の創設を行うものとする。

3 条例・規則等への委任の在り方の見直しに伴う個別法の改正に関する事項

権利義務規制を行うための基本的な規範の定立を地方公共団体の法規に委任する場合に、地方公共団体の規則等に委任しているものについては、原則として条例に委任することとすべきであるという地方分権推進委員会の意見を踏まえ、化製場等に関する法律等について、所要の改正を行うものとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行するものとする。

- (1) 議会に関する事項関係及び中核市に関する事項関係 平成14年4月1日

(2) 条例・規則等への委任の在り方の見直しに伴う個別法の改正に関する事項関係 平成15年1月1日

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案（参第10号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 目的

一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 「特定電子メール」の定義

あらかじめその送信をすることに同意する旨を電子メールの送信をする者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。以下「送信者」という。）に対し通知した者等一定の者以外の個人に対し、送信者が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールをいう。

3 表示義務

特定電子メールの送信について、次の事項の表示を送信者に対し義務づける。

- (1) 特定電子メールである旨
- (2) 当該送信者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該特定電子メールの送信に用いた電子メールアドレス
- (4) 送信を拒否する者からの通知を受けるための当該送信者の電子メールアドレス
- (5) その他総務省令で定める事項

4 拒否者に対する送信の禁止

送信拒否をした者に対して、以後送信者が特定電子メールを送信することを禁止する。

5 架空電子メールアドレスによる送信の禁止

自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として、送信者がプログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信をすることを禁止する。

6 措置命令

総務大臣は、送信者が一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき、表示義務、拒否者に対する送信の禁止又は架空電子メールアドレスによる送信の禁止を遵守していないと認める場合において、電子メールの送受信上の支障を防止する必要があると認めるときは、是正のための命令をすることができる。

7 苦情等の処理

特定電子メールの送信者は、その特定電子メールの送信についての苦情、問合せ等については、誠意をもって、これを処理しなければならない。

8 電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発等

- (1) 電子メールに係る役務を提供する事業者は、その役務の利用者に対し、特定電子メー

ルによる電子メールの送受信上の支障の防止に資するその役務に関する情報の提供を行うように努めなければならない。

(2) 電子メールに係る役務を提供する事業者は、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の開発又は導入に努めなければならない。

9 電気通信役務の提供の拒否

第一種電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信がされた場合において、電気通信役務の提供に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、その送信をした者が送信した電子メールにつき、電気通信役務の提供を拒むことができる。

10 罰則

6の命令に違反した者に対する罰金刑その他所要の罰則を設ける。

11 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

12 検討

政府は、この法律の施行後3年以内に、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（平成14年度NHK予算）

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の事項の実現を図るべきである。

- 1 放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、人権に配慮した、正確かつ公正な報道と青少年の健全育成に資する豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。
- 2 協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の一層の理解促進を図り、負担の公平を期するため、契約の確実な締結と収納の確保に努めること。
- 3 協会は、視聴者の十分な理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる抜本的な見直しに取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減にさらに努めること。また、視聴者に対する説明責任を果たし、事業運営の透明性を確保するため、情報公開を一層積極的に行うこと。
- 4 協会は、放送法の趣旨及び協会の公共性にかんがみ、インターネットによる情報提供については、放送の補完利用として適正な運営を図るとともに、子会社等の業務範囲等について、適正性、透明性の確保に努めること。
- 5 地上デジタル放送の円滑な導入に向け、視聴者への周知を一層強化するとともに、アナログ周波数の変更対策については、正確な経費を算出し、対策方法に関係者と十分協議した上で、視聴者の理解と協力の下に実施すること。

- 6 障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層拡充すること。
- 7 我が国に対する理解と国際間の交流を促進するとともに、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送をさらに拡充すること。
- 8 協会は、非常災害時等の緊急報道体制の強化を図り、国民の安全に資する情報の的確で迅速な提供に努めること。また、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。
- 9 情報通信技術の急速な進歩に伴う通信と放送の融合の進展等、放送を取り巻く環境の変化に対応し、放送の公共性の確保、公共放送の使命・役割等、今後の放送制度の在り方について検討すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（16件）

※¹は予算関係法律案、※²は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※ ³ 3	恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆	14.2.1	14.3.25	14.3.28 可決	14.3.29 可決	14.3.8 総務	14.3.20 可決 附帯	14.3.22 可決
※ ¹ 6	地方税法の一部を改正する法律案	衆	2.8	3.15	3.26 可決 附帯	3.27 可決	2.22 総務	3.6 可決	3.6 可決
			○14.3.15 参本会議趣旨説明 ○14.2.22 衆本会議趣旨説明						
※ ¹ 7	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2.8	3.15	3.26 可決	3.27 可決	2.22 総務	3.6 可決	3.6 可決
			○14.3.15 参本会議趣旨説明 ○14.2.22 衆本会議趣旨説明						
33	電波法の一部を改正する法律案	参	2.22	4.8	4.11 可決	4.12 可決	4.22 総務	4.25 可決	4.26 可決
49	消防法の一部を改正する法律案	衆	3.8	4.15	4.18 可決 附帯	4.22 可決	3.29 総務	4.4 可決 附帯	4.5 可決
50	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案	衆	3.8	4.22	5.21 可決 附帯	5.22 可決	4.11 総務	4.18 可決 附帯	4.19 可決
51	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案	衆	3.8	4.22	4.25 可決	4.26 可決	4.8 総務	4.11 可決	4.16 可決
92	日本郵政公社法案	衆	4.26	7.10	7.23 可決 附帯	7.24 可決	5.21 総務	7.5 修正 附帯	7.9 修正
			○14.7.10 参本会議趣旨説明 ○14.5.21 衆本会議趣旨説明						
93	民間事業者による信書の送達に関する法律案	衆	4.26	7.10	7.23 可決 附帯	7.24 可決	5.21 総務	7.5 可決 附帯	7.9 可決
			○14.7.10 参本会議趣旨説明 ○14.5.21 衆本会議趣旨説明						
95	日本郵政公社法施行法案	衆	5.7	7.10	7.23 可決 附帯	7.24 可決	5.21 総務	7.5 修正 附帯	7.9 修正
			○14.7.10 参本会議趣旨説明 ○14.5.21 衆本会議趣旨説明						
96	民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	5.7	7.10	7.23 可決 附帯	7.24 可決	5.21 総務	7.5 可決 附帯	7.9 可決
			○14.7.10 参本会議趣旨説明 ○14.5.21 衆本会議趣旨説明						

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
97	地方税法の一部を改正する法律案	衆	14.5.10	14.6.3	14.6.25 可決	14.6.26 可決	14.5.16 総務	14.5.30 可決	14.5.30 可決
102	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案	参	6.7	7.31	継続審査				
103	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	参	6.7	7.31	継続審査				
104	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案	参	6.7	7.31	継続審査				
151 回 64	地方自治法等の一部を改正する法律案	※ 衆	13.3.9	13.12.7	3.19 可決	3.20 可決	3.20 総務	3.26 可決	3.28 可決
			○第153回国会 13.12.7 参本会議趣旨説明 参継続 ○第151回国会 13.6.12 衆本会議趣旨説明						

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案	宮本 岳志君 外2名 (14.2.22)	14.2.26		14.7.31	未了				
10	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案	総務委員長 田村 公平君 (14.4.4)	4.4	14.4.5	/	/	14.4.5 可決	14.4.4 総務 (予備)	14.4.9 可決	14.4.11 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	14.2.8	14.3.27	14.3.28 承認 附帯	14.3.29 承認	14.3.15 総務	14.3.20 承認 附帯	14.3.22 承認

(注) 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

—— 地方財政の拡充強化に関する決議 ——

地方財政の危機的状況及び地方分権改革の着実な推進に資するよう、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体の自主的・主体的な諸施策を着実に実行できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

- 1 累増する巨額の地方債務残高の償還が、地方団体の将来の財政運営を圧迫することが強く懸念されることにかんがみ、地方の一般財源の拡充強化に努め、その財政体質の健全化を図ること。

地方分権改革の一層の推進を図り、地方団体の財源的自立性を高めるため、国から地方への税源移譲を含め、税源配分の見直しを速やかに検討するとともに、課税自主権を尊重しつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を早急に構築し、地方税の充実強化を図ること。

- 2 地方財政が引き続き大幅な財源不足のため、平成8年度以降連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する状況にあることにかんがみ、地方交付税の中長期的な安定確保を図る見地から、今後とも抜本的な方策を講ずること。また、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。
- 3 交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金残高が看過しえない状況にあることにかんがみ、借入及び償還等の制度的在り方について、根本的に検討すること。
- 4 臨時財政対策債の元利償還については、将来において地方団体の財政運営に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずるとともに、公債費負担に苦慮する地方団体の財政状況にかんがみ、今後とも適切な負担軽減措置を講ずること。
- 5 国庫補助負担金の整理合理化に当たっては、事務事業の廃止又は縮減を基本とし、同一ないし類似の目的を有する新たな国庫補助負担金を創設すること等を厳に抑制すること。また、国庫補助負担金の一般財源化に当たっては、国の責任を明確にするとともに、その内容、規模等を考慮しつつ必要な一般財源の確保を図ること。
- 6 地方公営企業や地方公社等の経営が地方団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、普通会計及びその他の会計の財政状況等の全体的把握や総合的分析ができるよう検討すること。

右決議する。